

情報連携情報項目一覧

(資料29-4)

執行機関	届出番号	都独自利用事務の名称	提供を受ける特定個人情報名	特定個人情報保護評価書	
				番号	名称等
1	1	東京都の「心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日付け条例第20号)」及び「心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年6月10日付け規則第113号)」による心身障害者医療費助成の実施に関する事務	住民票関係情報、住民税情報、障害者手帳情報、健康保険情報	1	心身障害者医療費助成に関する事務

※備考
 独自利用事務の情報連携に係る届出によって、他自治体が保有する特定個人情報の照会のみを行うことができ、区が保有する情報の提供は行わない。
 執行機関欄の1は区長部局、2は教育委員会